

至誠館大学北浦地区・石見地区高等学校出身学生等に対する授業料免除規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第44条第2項及び至誠館大学授業料等免除規程第3条第2項第4号の規定により、北浦地区・石見地区高等学校出身学生等で、「学業成績等優秀な者等」(クラブ活動実績を含む。)で学業を継続するために経済的負担の軽減を必要とする者に対して授業料の免除について適用方法を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 免除対象者は、高等学校出身者学生又は保護者が山口県北浦地区萩市・長門市・阿武町、石見地区島根県浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町に在住する者(以下「学生等」という。)を対象とする。

(免除する授業料)

第3条 免除する授業料は、学則第44条第1項別表第2に定める授業料の3割とする。

(免除期間)

第4条 授業料の免除期間は、修業年限の4年間とする。

(出願書類)

第5条 授業料の免除を希望する者は、所定の出願書類を、大学事務局に提出するものとする。

2 出願書類については、別に定める。

(選考)

第6条 授業料の免除を受ける者の選考は、学生委員会の議を経て、理事長がこれを決定する。

(免除告知)

第7条 授業料の免除額決定後、速やかに免除対象者に書面をもって告知しなければならない。

2 前項の告知内容は授業料の減免額、納入しなければならない額、第8条免除の取消内容とする。

(免除の取り消し)

第8条 授業料の免除を受けた者が、当該免除期間中に、次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の議を経て、理事長が免除の取り消し及びその期間を決定する。

- (1) 学則による懲戒処分(訓告を除く。)を受けた場合
- (2) 学生として素行好ましくないと認められた場合
- (3) 第5条に規定する出願書類に虚偽の記載を行った場合

2 前項の規定により、免除の取り消しをした場合は、当該授業料の免除を許可した額の全部又は一部を納付させることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制 定 平成21年 4月 1日 (制定)

・この規程の制定に伴い、平成20年度以前の入学者で北浦地区高等学校出身学生等についても適用する。

改 正 平成21年7月28日 (第1回改正)

・平成22年4月1日適用する。

平成25年 6月 1日 (第2回改正)

平成26年 4月 1日 (第3回改正)

平成27年 6月 1日 (第4回改正)

平成28年 6月 1日 (第5回改正)

平成30年 4月 1日 (第6回改正)

平成31年 4月 1日 (第7回改正)